



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1975年インド非常事態の検討（一）
Author(s)	稲, 正樹; INA, Masaki
Citation	北大法学論集, 28(2), 119-142
Issue Date	1977-10-24
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16241">https://hdl.handle.net/2115/16241</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(2)_p119-142.pdf



# 一九七五年インド非常事態の検討 (一)

稲 正 樹

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 背景
- 三 非常事態の発動（以上本号）
- 四 非常事態の展開
- 五 おわりに

## 一 はじめに

一九七五年に憲法の「二五年祭」を迎えたインドは、奇妙な方法でそれを祝福した<sup>(1)</sup>。六月二六日未明インディラ・ガンディ(Indira Gandhi)首相は、「国内治安維持法」(Maintenance of Internal Security Act)、「インド防衛法・同令」(Defence of India Act, Rules)<sup>(2)</sup>によって授与されていた権限を発動して、数百名以上の野党指導者を逮捕した。同日午前七時アーメッド(Fakhrudin Ali Ahmed)

大統領は憲法三五二条<sup>(3)</sup>に基づいて、内乱を理由とした国家非常事態宣言を布告した。この日を境にして、世界最大の民主主義を誇っていたインドは、「擬似民主制」<sup>(4)</sup>へと転換をとげた。

非常事態から二年を経た現在、インディラ・ガンディの体制<sup>(5)</sup>は六億の国民の選択の前に崩壊した。彼女の宿敵モラルジ・デサイ(Moraji Desai)をリーダーとする人民党<sup>(6)</sup>の支配下に、インドは新しい政治過程の道をたどり始めていると思われる。

本稿では、まずこの二年来インド内外で公表されてきた文献に依拠して、非常事態の布告に至った直接的・間接的背景を検討する。ネルー、シャストリ時代を通じて機能していたインド国民会議派 (Indian National Congress) による支配の制度は、既にガンディ (以下こう略する) の一〇年近くに及ぶ執政下で中央集権化され、個人化されたものに変容していたが、この新しい体制は皮肉にも脆弱性から免れたものではなかった。それに加えて一九七四年初頭から始まったジャヤプラカーン・ナラヤン (Jayaprakash Narayan) の指導する「J P 運動」、一九七五年におこなわれたグジャラート州議会選挙、二つの選挙違反判決は、ガンディに決定的な打撃を加えた。

これに対するガンディの迅速な反撃——非常事態の発動を、初期の強硬措置の実態を中心に、次に検討する。当初「誰の非常事態なのか——インドのかインディラのか」と激しい擲論を受けたものが、一九七五—七六年のその後の展開の中で様々な法的、政治的、社会的、経済的事象を生みだし、外見上は確固たるものになっていった。これが第三に明らかにすべき主題である。

最後に「規律と秩序」を強調したガンディの非常事態体制が、「独裁か民主主義か」を標榜した野党統一戦線の前に打倒された第六次総選挙前後の事情の一端を述べよう。「独裁は貧困と戦うた

めには必要でない。独裁は民衆に強さを与えない」(一九六九年)と述べていたガンディが、「私は民主主義を愛する。しかし國家の生存というものを一層愛する」(一九七六年)と述べた時、二一カ月に及ぶ非常事態の崩壊は間近なものとなったのである。

- (1) Rajni Kothari, "End of an Era," *Seminar*, no. 197 (Jan. 1976), p. 22.
- (2) 一九七一年、バンングラデシュをめぐる対パキスタン戦争の際制定された。
- (3) 「大統領は……内乱により、インド又はその領域のいずれかの部分の安全が脅かされる重大な非常事態が存在すると認める時は、布告でその旨の宣言を發することができる」(三五一—条一項)。
- (4) Henry C. Hart, "Introduction," in Hart (ed.), *Indira Gandhi's India: A Political System Reappraised*, Boulder, Colorado, Westview Press, 1976, p. 1.
- (5) インドの政治学者コタリは、独立後のインドにおいて機能した体制を、会議派「制度」と名づけた。即ち独立運動を指導してきたインド国民会議派は、独立後も一貫して中央・州の両方にまたがる与党として執行・立法権を保持してきた。会議派は国民的合意に基づく大政党であり、その周辺には支配政党内部の諸派閥に組みこまれた形で、群小政党が作用した。これら小政党の役割は圧力・批判・譴責であり、同時にそのリーダーは会議派内部の派閥の領袖と緊密な関係を發達させた。一方会議派内の派閥主義 (fac-

ationalism)も、本来的な調整装置を備えていた。このような制度は、種々の欠点にもかかわらず、合意的権能を基礎にした支配を行うことを、会議派にとつて可能なものとした。Sec, Rajni Kothari, "Congress System in India," *Asian Survey*, IV : 12 (Dec. 1964), pp. 1—18 ; "The Congress System Revisited : A Decennial Review," *Asian Survey*, XIV : 12 (Dec. 1974), pp. 1035—1054. ①の点で Cto Daniel R. Graves, "Political Mobilization in India : The First Party System," *Asian Survey*, XVI : 9 (Sep. 1976), pp. 864—878. ②註上。

(6) W. H. Morris-Jones, "Whose Emergency—India's or India's?" *The World Today*, XXXI (Nov. 1975), pp. 451—461.

(7) Interviewed by Kaushik, Dec. 25, 1969, Prime Minister's Secretariat.

(8) "Opposition Has not Changed Attitude, Says Prime Minister," *India News*, Dec. 3, 1976.

## 二 背景

### 一 会議派制度の変容

一九七一年のロク・サバ(連邦下院)選挙と一九七二年の州議会選挙は、中央と州における会議派支配の復活、強力な中央の指導力、イデオロギー的に一貫した党を出現させた。表面的には、

この "Indira wave" と呼ばれた現象は、ネルー時代の一党支配類型の再現であるかのようにだった。しかし仔細に観察すれば、ネルー時代と異なり、より高度に中央集権化・個人化されているが、制度化は弱められている新しい政治過程が生まれていた。<sup>(1)</sup>そしてその形成は、会議派党内の統制、政府・国会議員団の統制という二つのレベルにおいて進行していた。

### (1) 党レベルの統制

第一に会議派総裁 (President of the Congress) と首相の関係がある。一九六九年一月に会議派が大分裂する以前には、首相は強力な総裁たち (K. Kanaraj, S. Nijalingappa) の抵抗を受け、大きな制約を経験していた。しかし一九七一年の総選挙で勝利した後、ガンディがサンジヴァイヤ (D. Sanjivayya) を総裁に任命すると、両者の関係は好転した。この年以來総裁には、首相に対する個人的な忠誠心は持っているが、独立した政治的基盤には不足している人物が、選出されている。<sup>(2)</sup>

第二には運営委員会 (Working Committee) の問題がある。運営委員会は綱領上、党組織の最高執行機関であつて、党の全ての下位の委員会を監督・命令し、統制する権限を有している。また党規律の違反者に制裁を加え、党の利益に適合すると委員会がみ

料  
なす全ての行為を、行うことができる。<sup>(3)</sup>

この運営委員会は、会議派分裂後にその権限を強めて、いくつかの州で州会議派委員会 (Pradesh Congress Committees) を解散させた。そしてその長を自ら指名したり、ガンディが自ら直接に選出した特別委員会 (ad hoc committees) を樹立している。州以下の地区でも同じような事態が進行して、運営委員会の地方に対する干渉主義的性格が露わとなってきた。<sup>(4)</sup>

第三に議会局 (Parliamentary Board) と中央選挙委員会 (Central Election Committee) の変化がある。前者は従来も、州会議派議員団の活動を監視する働きをしていた。しかし議会局はガンディの指導下に漸次、会議派支配州での州首相の指名と強制的な解任、州内閣の構成の決定に、力を振ようようになった。<sup>(5)</sup> 後者は選挙時における会議派公認候補者の選抜に、最終的決定権を有する党機関であるが、その役割は独立以降強力な州リーダーに直面して、侵食される一方であった。このような候補者選抜過程の地方分権化も、一九七二年の時点からは逆転して、CECはガンディの指導下に復権した。<sup>(6)</sup>

## (2) 政府・国会レベルの統制

権力の中央集権化をめざしたガンディの努力は、大統領・中央

内閣・会議派国会議員団 (Congress Party in Parliament : CPP) をも焦点としたものだった。まず大統領との関係では、ギリ (V. V. Giri) に続いて一九七四年に就任したアーメッド大統領は、ガンディの忠実な同僚であって彼女に挑戦する地位にはなかった。一般に大統領は首相の道具視されている。<sup>(7)</sup> 次に对内閣対策として、ガンディは頻繁に小規模な内閣改造を実施し、チャヴァン (Y. B. Chavan) やラームといった上級大臣たちの権力強化を防止した。同時にガンディは枢軸となる大臣職を自ら保持し、首相秘書部 (P. M.'s Secretariat) の役割も増大させてきた。これらの戦術を駆使することによって、内閣のガンディに対する潜在的な挑戦者たちは、完全に劣位な地位に落とされることになった。<sup>(8)</sup> 最後に、CPPメンバーの多数派の忠誠は、ガンディが確固として保持していた。一九七一、七二年の選挙の後になると一層、彼らは出身州の州首相よりは、中央政府の首相に愛顧を求めて依存するようになった。<sup>(9)</sup>

以上の検討によれば、全ての党内外の制度上の地位に忠実で信用のおける自らの支持者を配置するという手段を通じて、ガンディが党と政府の両方に、ピラミッド的な政策決定構造を創出した。<sup>(10)</sup> ことが、理解されよう。

(3) 脆弱性

前項までに見た、ガンディ首相の指導力強化は壮観なものであったが、それはまた幾分かの機能不全を伴っていた。<sup>(1)</sup> 一九七二年の対バ戦争の莫大な出費、一九七一年—七三年の数州における一連の旱魃と洪水、国際的な石油危機によるインフレ、深刻な失業といった全般的な経済危機<sup>(2)</sup>に直面して、ガンディ体制は次のような脆弱性を示した。

①頻繁な内閣改造は、政治的・行政的混乱をもたらした。そのため各閣僚が、国家の直面する経済危機に対処することは困難となった。②州は中央への潜在的脅威であると見なして取扱ったために、弱体で無力な州政府が各地に生まれた。③会議派は党内の意見の相異にますます不寛容になり、威圧的に統制するようになった。④制度が高度に個人化されるにつれ、州首相・中央閣僚に対して向けられていた腐敗の非難が、容易に首相自身に対して転化<sup>(3)</sup>された。

一九七二年選挙のガンディのスローガン「貧乏追放」(Garibi Hatao)は、実施されることのない空手形となり、<sup>(4)</sup> 統治の正当性は誰の目にも明らかに衰退してきた。<sup>(5)</sup> 一九七三年の終り頃には、反対派の運動がどの場所でもどんな形態で起るかということが、

民衆の間で問われるようになってきた。

(1) Stanley A. Kochanek, "Mrs. Gandhi's Pyramid: The New Congress," in Hart (ed.), *Indira Gandhi's India*, pp. 93—95.

(2) *Ibid.*, p. 96. これによると一九六九年の党分裂以後五人の総裁を数えている。C. Subramaniam (Nov.—Dec. 1969), Jagjivan Ram (Dec. 1969—Mar. 1971), D. Sanjivayya (Mar. 1971—May 1972), Dr. Shankar Dayal Sharma (May 1972—Oct. 1974), D. K. Barooah (Oct. 1974—). スブラマニヤムは分裂後の暫定総裁であった。次のラーム総裁はアーンドラ州首相レッディ (K. Brahmamanda Reddy) の阻止にあつて、ガンディが止むなく任命した者であった。しかしその後任命された三人はいずれも党内に支持基盤を持っていない。スローア総裁に至ると首相に対する忠誠心の余り、「Indira is India, India is Indira」と発言して、非常事態下のガンディの神格化に貢献するほどであった。Cf. Arun Shourie, "The Coup as a Portent," *Seminar* (Mar. 1977), p. 26 note 7.

(3) Stanley A. Kochanek, *The Congress Party of India: The Dynamics of One-Party Democracy*, Princeton, N. J., Princeton University Press, 1968, p. 211.

(4) Iqbal Narain and Mohan Lal Sharma, "The Fifth State Assembly Elections of India," *Asian Survey*, XIII : 3

- (Mar. 1973), p. 324.
- (5) Ramashray Roy, "India 1972: Fissure in the Fortress," *Asian Survey*, XIII : 2 (Feb. 1973), pp. 235—236.
- (6) Norman D. Palmer, *Elections and Political Development: The South Asian Experience*, Durham, N. C., Duke University Press, 1975, pp. 115—125.
- (7) 乃山正徳と H. N. Pandit, *The P.M.'s President*, New Delhi, S. Chand, 1974. 必詳了。
- (8) John Paxton (ed.), *The Statesman's Year-Book 1976—1977*, London, The Macmillan Press, 1976, p. 335. によれば、七五年の時点でガンディは計画相・原子力相・情報放送相・航空相を兼任していた。
- (9) 首相秘書部の下に後述の、非常事態下で猛威をふるった調査分析局 (Research Analysis Wing) が直接組織されている。首相秘書部はシャストリ時代に創設され、ガンディによって拡張された。その結果一つの「独立した執行力」となり、内務省にかわって上級行政官の任命・昇進を取扱うほどになっている。ウエイナーによれば、首相秘書部はインドの新しい政治制度の一つとなっている。Myron Weiner, "India's New Political Institutions," a talk at the Annual Meeting of the Association of Asian Studies, Toronto, Mar. 20, 1976, in *Asian Survey*, XVI : 9 (Sep. 1976), p. 899.
- (10) Krishan Bhatia, *Indira: A Biography of Prime Minister Gandhi*, New York, Praeger, 1974, pp. 204—205.
- (11) Kochanek, *supra* note 1, p. 102.
- (12) *Ibid.*, pp. 104—105.
- (13) Rajni Kothari, "Restoring the Political Process," *Seminar*, no. 203 (July 1976), p. 15. によれば、高度に中央集権化された (ガンディの) 権力装置において、①会議派を含めた政党の役割は次第に減少し、②州・地区レベルの自治は失われ、③ボランティア団体・利益組織は審議決定過程から漸次排除された。④同時に官僚機構と教人の政治ボスに権力が集中し、政治ボスはますます人民との接触を失い、気まぐれで無感覚なものになった。
- (14) 浜渦哲雄「ガンジー独裁への道——失敗した民主主義的方法による経済発展」世界週報(一九七五年七月二二日号) 一六一—三頁。
- (15) Kochanek, *supra* note 1, pp. 113—114.
- (16) 知識人・ジャーナリストだけでなく、民衆もまた「貧乏追放」が決して実現することはないと理解するようになってきた。それはショウリーの分析によれば、生産手段の所有者と労働者・農民の「中間」に存在し、官僚機構のトップに立つ政治の支配層が、生産手段の所有者と被所有者の双方におもねる「諸刃の剣」を使い分けながらも、次第に前者

の利益を代表する政策に傾いたからであり、公約とその成果の間のギャップが大きく拡大するのは必然的なことであった。Shourie, *op. cit.*, pp. 21—31. 伊藤雄次「非常事態宣言と議会」法学セミナー増刊・現代議会政治（一九七七年六月）一九一—一九二頁も見よ。

(17) 例えは一九七四年一月マハラシュトラ州での集会で演説したガンディに対して、聴衆の多くは靴を投げつけこう唱和した。「演説はもうたくさんだ、我々に食料をよこせ (Bhashan mat do, rashaan do!)」quoted in Zareer Masani, *Indira Gandhi: A Biography*, London, Hamish Hamilton, 1975, pp. 307—308.

## 二 民衆の蜂起と運動

一九七四年初頭、グジャラートとビハールの両州において相前後して、議会制民主主義の枠組自体を問題とした民衆の蜂起と運動が起こった。<sup>(1)</sup>これは七一年以来のガンディに対する最も意味のある挑戦であり、七五年六月の事態を直接導き出したものでもあった。

### (1) グジャラート<sup>(2)</sup>

一九七四年一月一日モルヴィ (Morvi) の工科大学の学生が、寄宿舎の食費値上りに抗議して、実験室の設備を破壊した。同月

四日今度はアームダバード (Ahmedabad) のLD工科大学の学生が、ストライキに突入して同様な破壊活動を始めた。これに対して州予備警察が非常に残忍な干渉をする<sup>(3)</sup>と、アームダバードの教地区で暴動と商店の略奪が起こった。次の数日間に、州内のほとんど全ての地方で、デモとそれに対する警察の報復が行われた。<sup>(3)</sup>

アジテーションの先頭に立ったのは、自然発生的に生まれた権力分散的な組織である、再建のための青年委員会 (Nasirman Yuvak Samiti) であった。この委員会はまずパテル州首相と州内閣に対して攻撃を向け<sup>(4)</sup>、ついには二月九日に中央政府の指令に基づくパテルの辞職をかちとった。同時にグジャラート州議会は停止され、大統領統治が課された。

この「人民の勝利」は歓呼で迎えられ、次の段階として州議会とガンディ自身が、攻撃の標的となった。州議会議員たちは、民衆のリコール戦術の高まりの中で、議員の辞職を強制された。野党会議派 (Congress (O))、ジャン・サン党議員はこれに答えて二月一六日に一括して辞表を提出したが、辞職要求を拒否した与党会議派 (Congress (R)) 議員は敵意をもった選挙区民の脅迫を受けた。<sup>(5)</sup>三月一日になるとモラルジ・デサイが、州議会の解散を要求して無期限の断食を開始した。中央政府は、全ての警察と

料 軍による統制が無視され、州都では暴力が猖獗を極めていくとの

報告を受けて降伏を決意し、三月一日日州議会の解散を認めた。

資 結局七三日間に及んだアジテーションが残したものは、パテル

内閣の解任と州議会の解散であったが、それと共に警察の発砲による死者は一〇三名、逮捕者は八二三七名にのぼった。<sup>(8)</sup>グジャラートにおける民衆の蜂起は突発的であったが、その怒りの沈静もまた速やかなものであった。<sup>(9)</sup>

## (2) ビハール

ビハールのアジテーションは、グジャラートのように一人の人物(パテル)と同一視された腐敗に対しての、民衆の突発的な反動ではなかった。政治的不安定を生みだしてきた政治家一般に対する、民衆の敵意が昂揚した結果生じたものだった。

一九七四年三月一八日パトナ(Datna)の州議会の前でデモをしてきた学生たちに、警察が発砲し二名が殺された。次週には州内の各地で暴動が起き、発砲による死者は二五名以上となった。

学生たちはそこでマハトマ・ガンディの精神的後継者と見なされていたジャヤプラカーシユ・ナラヤン(通称J P)に、運動の指導を求めた。ビハール州の農村において強力な基盤を有していた<sup>(10)</sup>J Pは、老齢(当時七十二歳)・病弱の身であったが、その不正に対

する戦闘性と個人的な廉潔さで全インド的な評判を得ていた。J Pが指導を引き受けると数週間以内に、ビハールの全ての大学・中心都市で学生・人民闘争委員会(Chitra Jana Sangharsh Samitis)が組織された。

J Pは三月二〇日にガフル(Abdu Ghaloor)州政府の辞職を要求し、その三日後ビハールの全域を覆う bandh が実施された。四月に入ると「政府を麻痺させる」アジテーションが始まり、ガヤ(Gaya)においては暴動となって噴出した。この際警察の発砲で八名が殺されたことを憂慮したJ Pは、州議会の解散も要求するようになった。六月五日にはパトナで五〇万人行進が行われ、その後の大衆集会で初めて、彼は運動の目標が単なる議会制的枠組の外の「全面革命(sampurna kranti)」にあることを明らかにした。

J Pの指導した運動(J P運動)は一九七四年の夏までには、ビハールにとどまることなく全インド的な広がりを持つようになった。そしてその会議派の腐敗への告発には、数多くの野党が賛意を表した。J Pに対する中傷・悪罵にもかかわらず、彼とJ P運動の衝突は会議派内にも影響を及ぼすところとなった。一方グジャラートでの屈服を繰り返すまいと決心を固めていたガンディ

は、ビハール出身のミシュラ (L. N. Mishra) 鉄道相の助言を受けて、州議会の解散や州首相の更迭を認めようとはしなかった。

しかし J P 運動は七四年中に六回のピークを迎え<sup>(16)</sup>、一九七五年に入っても沈静化の気配を示すことはなかった。窮極的には「政党のない民主主義」の実現をめざした J P の政治哲学が、簡単に権力と妥協する可能性は少ないものだった。

一九七四年に起こったグジャラートとビハールにおける民衆の蜂起と運動は、普通の民衆が、結局は政治の腐敗・人民のリコール権等の基本的な問題の全国的な討議を喚起したということに、その意義を見出せよう。

(一) インドでは一般に両州に起こったアジテーションは、“popular protest” という表現で一括されている。それは党派性にとらわれない民衆が、カースト・階級・種族・宗教の障壁を横断して結びつき、政治的経済的支配層に挑戦することを意味する。そしてインドにおける人民主義<sup>ポピュリズム</sup>の特質は、次の諸点に表われる。①議会外的 (extra-parliamentary) であり、②言語的・地域的・セクト的な利害を越え、③農村的でもあり都市的なものでもあり、④民衆の窮乏条件と結びついて、高官への腐敗の疑いが重要な運動の推進力となる。⑤抗議の方法も暴力的・非暴力的な表現の両方にわたり多彩である。例えば、satyagraha (マハトマ・

ガンディ流の市民的不服従)、“断食 bandh (同盟罷業)” *gherao* (威圧的包囲)° John R. Wood, “Extra-Parliamentary Opposition in India: An Analysis of Populist Agitations in Gujarat and Bihar,” *Pacific Affairs*, 48: 3 (Fall 1975), pp. 315—316.

(2) *Ibid.*, pp. 316—318. によれば、グジャラートは一九六九年の会議派の分裂によって、著しい政治的混乱を蒙った州の一つである。同年から一九七一年迄、グジャラートはモラルジ・デサイの本拠地となっていた。七一年の総選挙でガンディの会議派 (Congress (R)) が優勢となった結果、右派会議派 (Congress (O)) の Hirentra Desai 内閣は辞職に追い込まれ、大統領統治が課された。一九七二年に実施された州議会選挙では全面的に Congress (R) が勝利し、ガンディは自らオザ (Ganshyam Oza) を州首相に選んだ。

このオザ州内閣は (R) 内の三人の派閥のリーダー (Chimanbhai Patel, Ratubhai Adani, Kantilal Ghia) を含んだもので、一六カ月存続した。その間急進的な経済立法に反対する富裕農民・穀物商人は、C・パテルを支持するようになった。一九七三年六月パテルはついに、七〇人の (R) 州議会議員を集めてオザに反対する意思を表明し、自ら州首相に就任することに成功した。

当初ニューデリーの会議派司令部はこの政変を黙認して

いたが、次第に非寛容的な経済政策を州政府に押しつけるようになった。一方特に大学生・都市中間階級の間ではグジャラート治下に流布していた腐敗について、新たな皮相主義がひろがっていた。

(3) *The Statesman*, (Calcutta), Jan. 1—13, 1974.

(4) その手段は変化に富んだものだった。即ち、「人民の消灯令」、空の油の罐と穀物袋を持った行列、沈黙の行進、金属製の皿 (*thali*) を打ち鳴らすこと、断食リレー、バス・ジヤック、大臣の服を着せた動物のパレード、肖像人形の焼きうち、模擬法廷、パテル(後にはガンディ)の模擬葬式が行われた。Wood, *op. cit.*, p. 318.

(5) 三月の第二週までには、結局九五人の州議会議員が辞職した。

(6) "Mass Upsurge in Gujarat," *Janata*, XXIX : 12 (April 28, 1974), p. 17 quoted in *ibid.*, p. 319.

(7) グジャラートにおける民衆の蜂起の第一次的研究については、Ghanshyam Shah, "The Upsurge in Gujarat," *Economic and Political Weekly*, IX : 32—34 (Special Number, Aug. 1974), pp. 1429—1454. を見よ。

(8) 一九六七—一九七一年の間にビハールは八つの州政府(うち会議派によるもの六・非会議派二、寿命四日—一〇月)二回の大統領統治を経験した。しかもそのうち六人の州首相は政府からの脱党者であって、典型的な脱党の政治

(politics of defection) が慣習化していた。cf. Mahendra Patlap Singh, *Cohesion in a Predominant Party : The Pradesh Congress and Party Politics in Bihar*, New Delhi, S. Chand, 1975.

(9) 齊藤吉史「インド政権交代の思想的背景」朝日アジアレビュー三〇号(一九七七年六月)一二頁によれば、ナラヤンは「共産主義者として民族運動に飛び込んで以来、社会党の創設者、中心人物となって政界の最有力者の一人となったが、やがてそれにも見切りをつけて、マハトマの流れをくむ万人救済のサルボダヤ運動に入った思想的遍歴」をたどった人物である。最近の有益な評伝としてcf. Ajit Bhattacharjee, *Jayaprakash Narayan : A Political Biography*, Delhi, Vikas, 1975 ; Vasant Sadashiv Nargolkar, *J. P.'s Crusade for Revolution*, New Delhi, S. Chand, 1975.

(10) J.P.は一九五五年に政界を引退して後、主にビハール州に在りて、デーヴ (Acharya Vinoba Bhave) と共に土地献納 (*bhudan*) 運動を展開し、土地のなり農民に対し、地主が自分の土地の二〇分の一を寄贈する村 (*gramdan village*) の建設に従事した。cf. T. K. Omen, *Charisma, Stability and Change : An Analysis of Bhoodan-Gramdan Movement in India*, New Delhi, Thompson, 1972, pp. 26—32.

(11) この委員会は要求を提起しデモを動員するだけでなく、ボランティアとしてソーシヤル・ワークをし、民衆の意識を教育することも期待された。Wood, *op. cit.*, p. 321.

(12) 彼は「腐敗」がインドの現代的な神となっており、その全知全能の神が国中に遍在していると主張した。それを絶滅するためには、「社会・経済・政治・教育・文化・倫理を根源的に変化させることをめざす全面革命」を、継続して行うことが必要であると述べた。特にビハールのコンテクストにおいては、「我々は新しいビハールを創造しよう。全ての村を新しく作り直そう」(*Naya Bihar banavenge: har Gao naya banavenge*)をスローガンとした。Minoo Masani, *Is J. P. the Answer?*, Delhi, The Macmillan Company of India, 1975, pp. 50-51.

但し後に非常事態の擁護論を書いたデリー大学のダットは、全面革命は議会制民主主義の破壊であると激しく非難し、J.P.が以下の計画を立てたと言う。①学生による学校・大学・試験の一年間のボイコット、②州議会議員に辞職を求めたゲラオ(*Sherao*)行動を妨害することにより圧力をかけること、③州議会議員の社会的ボイコット、④平行州議会の形成、⑤政府の事務所の麻痺、⑥税金不払いキャンペーン、⑦裁判所のボイコット、⑧平行政府・平行裁判所の創設、⑨運動支持を求めた軍隊・警察・公務員へのアナー。V. P. Dutt, "The Emergency in India: Back-

ground and Rationale," *Asian Survey*, XVI: 12 (Dec. 1976), p. 1127.

(13) それは会議派と右派共産党(C.P.I.)から投げかけられた。彼らはJ.P.が「インドにおいて勢力を得ているファシストの活動的な代理人」である(会議派)とのレッテルを貼り、その運動は「権力掌握へ向う反動攻勢を打ち建てよう」と、現体制に対する人民の正当な不満と怒りを利用する右翼反動勢力の陰謀の一部(C.P.I.)との烙印を押した。M. Masani, *op. cit.*, pp. 79-80.

しかしJ.P.(運動)にファシストのレッテルを貼ることの馬鹿らしさは、彼の次のような経済的・社会的目標を一瞥すれば明らかである。即ち、農業の発展、平等な土地所有、農業への適度なテクノロジの適用、家内農村工業の発展、政治的行政的な地方分権化、教育のエリート主義的性格の改革、カースト的経済的階層制の解体等。(Ibid., p. 52.)

(14) ある意味でガンデ이가会議派統治の政治的後継者とすれば、J.P.は会議派の社会的伝統の継承者と見なし得る。従ってインドの公共生活を道徳的に改善せよという彼のアピールは、会議派内の一部の者の琴線に触れた。一九六二年に会議派内の「社会主義フォーラム」から生まれたC.F.S.A. (Congress Forum for Socialist Action)は、その内部で更に親C.P.I.派と青年派 (Young Turks) に分裂した

(一九七二年)が、後者はかつてのブラジヤ社会党員で構成されており、そのメンバー(K. Chandrasekhar, Mohan Daria, Krishan Kant, Ran Dhan 等)は「一種に同情的であつた。Kochanek, "Mrs. Gandhi's Pyramid," pp. 102-103, 114.

彼らはチャンドラセカールの自宅で茶会を開き(七四年一月、四五人の会議派国会議員が参加)、J.P.の要求は会議派選挙綱領を換言したものに過ぎず、J.P.と対話すべきであると提言した。しかしこの動きはガンディの逆鱗に触れて、モーハン・ダーリアは連邦内閣から追放された(一九七五年三月二日)。ダーリアはその二日後国会で「腐敗が保護され正直さが処罰された」との非痛な声明を発表した。このエピソードは、会議派が党規の一線を越え非寛容へと足を踏み入れたとの印象を与えた。Ramesh C. Thakur, "The Fate of India's Parliamentary Democracy," *Pacific Affairs*, 49: 2 (Summer 1976), pp. 266-268.

(15) *Keesing's Contemporary Archives*, Feb. 17-23, 1975, pp. 26977-26978. そのうち特に一〇月三日——五日に行われた *bandh* (一月四日に行われた州議会の *gherao* (非暴力的包囲) が大規模なものだった。

(16) 例えば一九七五年三月六日(かつてマハトマ・ガンディが悪名高いローラット法に抗議した記念日)にJ.P.は、ニューデリーで、三〇—五〇万人が参加した「国民大行進」

を指導し、G. S. Dhilon (ロク・サブ議長)とB. D. Jatti (ラジヤ・サブ連邦上院議長)に「要求の憲章 (charter of demands)」を提出した。この憲章はJ.P.運動の総決算とも言うべきもので、次の諸点を要求していた。①ビハール、グジャラートで早急に選挙を行う。②非常事態(一九七一年以来の対外脅威を理由としたもの一筆者注)・MISA・DIR等、全ての制限的な法律を廃止する。

③選挙管理委員会を改組して、そのメンバーは廉潔な人とし増員も行う(J.P.はすでに V. M. Tarkunde を長とする選挙改革委員会を発足させ、その報告を得ていた——同上)④政党は選挙費用の報告書を必ず提出する。また全ての公職保持者は、就任時及びその後も定期的に資産を申告する。⑤腐敗に関するサンターナム(Santhanam)委員会の勧告(一九六四年に内務省から発表されていた——同上)を早急に実施する。州首相や首相など政府高官への(腐敗の)告発を審査する権限を持つ、司法審判所 (judicial tribunals)を任命する。⑥中央集権化と草の根レベルでの民主主義の破壊が進行していることに鑑みると、真の地方自治に憲法上の保障を与えることが必要である。Thakur, *op. cit.*, pp. 264-265.

(17) 彼は説得・非暴力・個人の正義にかなう態度の発展を通じて、マハトマの路線に沿ったインドの再生を求めた。それは社会的悪を根絶し、村落ペンチャヤート(この問題点

につき、森利一「第三世界の政治学——政治学の可能性の世界——」日本政治学会年報（一九七六年）一五〇—一五三頁のパンチャヤート・ラージを参照）の様式の上に「共同主義的社会（communitarian society）」を發展させ、そこで個人は、「生きている組織の中の生きている細胞のように」機能する。そしてついには、地方的・国家的・国際的機能のための権限は第二次的単位に委任するが、基本的な決定は第一次的単位が下すという構造の「政党のない民主主義」を実現する。Wood, *op. cit.*, pp. 325—326. その引用の J. P.'s, *Socialism, Sarvodaya, and Democracy*, Bombay, Asia Publishing House, 1964; *Communitarian Society and Panchayati Raj*, Varanasi, Navacheta, 1970. も見よ。

### 三 選挙違反事件

上述した政治的悪化に加えてガンデイに致命的な打撃を与えたのは、一九七一年のロク・サバ選挙の当時、ウッターール・プラデーシュ（U.P.）州のラネ・バレイリイ（Rae Bareilly）選挙区で行った彼女自身の選挙運動に関して下された、アラハバード（Allahabad）高裁判決と最高裁決定とであった。

#### (1) アラハバード高裁判決

一九七五年六月二日、同高裁のシンハ（Jag Mohan Lal Sin-

ha）は、ガンデイの政敵ナライン（Raj Narain）が告発していた彼女の選挙違反事件について、判決を下した。告発理由は一四の多岐に及んでいたが、このうち①首相個人秘書のカプール（Kashpal Kapoor—国家公務員でもある）に選挙運動をさせた点、②U.P.州政府の公務員が首相の演説会場に、講壇を建設し電気を供給した点について、有罪とした<sup>(2)</sup>。インドの選挙法の下では、候補者の選挙運動を「促進する」ために公務員を利用することは、「腐敗行為（corrupt practice）」の範疇に入る<sup>(3)</sup>。そこでこの二点につき有罪を認めたシンハ判事は一九五一年の国民代表法に従って<sup>(4)</sup>、①当該選挙を無効とし、②ガンデイのむこう六年間の被選挙権停止を決定した。但し、ロク・サバにおける多数政党のリーダーが首相に任命されるという議院内閣制の慣習からすれば、首相の在職が危くなることを配慮して、③最高裁への抗告の道を残す<sup>(5)</sup>。二〇日間の判決の執行停止を認めた。

この判決は技術的な法解決に傾き、少からず難点<sup>(6)</sup>を含んでいた。しかし判決を契機として国内のプレス・野党からは首相を辞職せよとの一大要求が湧出した。ガンデイはそれを拒否し、官製集會で「私は何も悪いことをしていない。なぜなら自分自身のためには何もしてこなかったからだ<sup>(7)</sup>」と強気を示した。そして即座

料に会議派国会議員団<sup>(8)</sup>、議政局<sup>(9)</sup>(六月二十八日)、州首相<sup>(10)</sup> 大衆集會

(六月二〇日)の支持をとりつけ、チームやチャヴァンら上級閣僚からも保障を得て、六月二〇日有名な弁護士バルキヴァラ<sup>(11)</sup>(Bal Kivhala)を代理人として最高裁に特別抗告を行う道を選んだ。ガンディは自己の権力の周囲に十分過ぎるほど会議派を組織してしまつた。そのため党内に権力闘争を引き起こす危険を冒すことなく、暫定首相を選出することは不可能であることを、十分に理解してゐた。<sup>(12)</sup>

## (2) 最高裁決定

最高裁の休暇判事 (vacation judge) のイェル<sup>(13)</sup>(V. R. Krishna Iyer)は、高裁判決執行停止申立事件の審理を六月二三日に開いた。バルキヴァラは、ガンディの国会議員・首相在職を可能とする「完全で絶対的な」執行停止を求め、一方ナラインの代理人ブーシヤン (Shanti Bhushan) は一九五九年に遡る先例を引用して、それに対抗した。<sup>(14)</sup>翌二四日イェルはソロモンの知恵にも似た決定を下した。即ちその内容は、本訴に関する最高裁の最終判決が確定するまでガンディは、①国会議員としての議事参加権・投票権を認められず、②議員俸給も受領できないが、③首相の職務として国会両院における発言権を行使することはでき、④首相の

報酬は受領できる、というものだった。<sup>(15)</sup>

この決定を政府与党は勝利とみなし、首相に対する信任を再度表明した。しかし大新聞・野党側は、最高裁決定は条件付きであるとあくまで主張した。六月二五日ニューデリーで首相の辞職を求め大衆集會が実行され、そこで演説したJ.P.は「腐敗した」政府への忠誠よりも憲法への忠誠の上に置くようと、軍人・警察官・公務員に対してアピールした。<sup>(16)</sup>同時に一週間に及ぶ「全国的闘争」を、六月二十九日に開始することを明らかにした。<sup>(17)</sup>これに対するガンディの対応は、迅速かつ劇的なものであった。

- (1) 一九七一年当時は統一社会党の一員であったがガンディと同じ選挙区で争つて破れて以来、全インド人民党 (Bharatiya Lok Dal) の一員として、ラジャ・サバ議員に選出された。Hart, *op. cit.*, p. 30 note 4.
- (2) Daniel Latif, "Prime Minister's Case," *Seminar*, no. 196 (Dec. 1975), pp. 30—36.
- (3) India, Ministry of Law and Justice, *Manual of Election Law*, Delhi, Manager of Publications, 1972, sec. 123 (7) (a), p. 152.
- (4) Representation of the People Act of 1951, sec. 99, 100 and 8A. *Ibid.*, pp. 142—143, 115.
- (5) 二五八頁に及ぶ判決の詳細は、六月二三日付の *Hindus-*

- ran Times* (Delhi), *Hindu* (Madras), *Economic Times* (Bombay), *Guardian* (Manchester) の各紙が報じた。
- (9) 第一にシンハは、カプールが一九七二年一月十三日付で首相秘書を辞職したことを認めながら、その辞職は大統領が認証の署名をした一月二十五日まで効力を生じることにはなかったし、この間彼がした選挙活動は違法であると、結論づけた。第二に首相の安全・便宜のための同様な措置が、七一年選挙の時には他州においてもとられていた。歴史的に経験した行政側の選挙干渉を原因にして規定された法一三三項の、ドローコー流の厳格解釈には、確かに問題がある。cf. Latifi, *op. cit.*, pp. 30—35. Dutt, *op. cit.*, pp. 1133—1134.
- (7) *The Times of India* (New Delhi), June 14, 1975.
- (8) ガンデイに対する信頼を表明し、彼女が継続して議員団のリーダーに留まることは、国家に不可欠のものであると宣言した。*Economic Times*, June 19, 1975.
- (9) 議会局も同様な決議をした。*The Times of India*, June 19, 1975.
- (10) ガンデイが辞職すれば、全国レベルだけでなく州レベルでも不安定の条件が生じると宣言した。*Economic Times*, June 21, 1975.
- (11) パルキヴァラは当時、インド法曹協会会長という要職にいた。その後非常事態が布告されると、ガンデイの行った

逮捕・検閲を厳しく非難して代理人を辞し、アメリカに政治亡命した(七六年)。Robert L. Kilder, "Law and Political Crisis: An Assessment of the Indian Legal System's Potential Role," *Asian Survey*, XVI: 9 (Sep. 1976), pp. 889—890.

(12) Richard L. Park, "Political Crisis in India, 1975," *Asian Survey*, XV: 11 (Nov. 1975), p. 1002.

(13) イネルは一九七三年にガンデイによって最高裁判事に任命されたが、その当時イデオロギー的にガンデイ寄りだとの批判を受けた。元来は、第一次ケララ共産党州政府の法務・内務・灌漑相を勤めた(一九五七—五九年)人物である。cf. Hart, *op. cit.*, p. 30 note 1.

(14) Park, *op. cit.*, pp. 1003—1004.

(15) 判決のテキストは *Hindu*, June 25, 1975. 参照。

(16) Norman D. Palmer, "India in 1975: Democracy in Eclipse," *Asian Survey*, XVI: 2 (Feb. 1976), p. 99.

(17) W. H. Morris-Jones, *op. cit.*, p. 457.

#### 四 グジャラート州議会選挙

アラハバード高裁判決に始まる危機に先立つ六月八日と一日に、グジャラートでは州議会選挙が実施された。既に三月にJ.P.運動に触発されたグジャラート人たちは、人民闘争委員会(Lok Sangharsha Samiti)を結成していた。諸野党もまた州議会選挙

料の実施を要求する計画に着手して、LSSを支持するに至って<sup>(1)</sup>四月に入るとグジャラート政治の実力者モラルジ・デサイが、一年前とは違って今度は選挙の実施を要求して、死に至るまでの断食を始めた。これを見たLSSは、会議派に対抗するための共同戦線を結成することを提唱した。この提案を野党会議派

(Congress (O))とジャン・サン党が受け入れ、ここに主要な諸野党が一つとなって人民戦線 (Janata Morcha) が誕生<sup>(2)</sup>した。

連邦政府は再びデサイの圧力に抗しきれなくなり、州議選の実施を認めた。グジャラート会議派の選挙運動を直接指導したのは、ニューデリーの会議派最高司令部とガンディ自身であった。

ガンディはこの選挙に自らの威信をかけて、一日間にわたって州を訪れ、一一九の集会で演説した。彼女は「安定した」政府と中央・州間の調和を維持することの必要性を強調した。一方人民戦

線側は、選挙運動の全期間を通じて民主主義の問題を強調した。

会議派支配を腐敗したものと位置づけ、「この州で人民戦線が勝利すれば、全国的に清潔な政府を実現する展望が開ける」(デサイ)と力説<sup>(3)</sup>した。

選挙結果は六月二三日に判明した。会議派は四一%の投票を得たものの、一八一議席のうち七五を獲得したに留まった。人民戦

線は三八%の得票率ながら、会議派よりも一一多い議席を獲得した。人民戦線は単独過半数に到達しなかったが、一二議席を占めたKMLPの支持を得て、直ちにB・パテル (Babubhai Patel) を首班とする州政府を形成することに成功した。都市中間階層・学生・富裕農民が会議派から離反し、それが人民戦線の勝利をもたらす要因となったのである。<sup>(4)</sup>

会議派の得た四一%の支持は過去と比べてもそう悪いものではなかった(一九六七年選挙では四六%)。また八カ月以内に予定されていた総選挙で、もう一度勝利者として登場するチャンスもないわけではなかった。しかしグジャラート選挙に全力投球して破れたガンディは、ここからまるで反対の悲観的な結論を引き出してしまった。

(1) Ghanashyam Shah "The 1975 Gujarat Assembly Election in India," *Asian Survey*, XVI: 3 (Mar. 1976), pp. 271-272.

(2) 人民戦線を構成したのは、Congress (O), Jan Sangh, Bharatiya Lok Dal (BLD), Rashtriya Majdoor Paksha (RMP), Socialist Partyの各党である。但しC・パテルが州首相を辞職した後に、反党活動を理由にして会議派を除名されたため自ら組織した政党 Kisan Majdoor Lok

Paksha (KMLP) は、左右両派共産党と同じく人民戦線から排除された。グジャラートでは政党間の提携は事新しいものではなかったが、今回成立したものは共同で議会局を設置して統一候補者を決定したという点に於て、従来のものより一歩進んでいた。Ibid., pp. 272-273.

(3) Ibid., pp. 274-275.

(4) 一九七二年州議選との比較は次の通り。

政 党	1972		1975	
	議 席	得票率	議 席	得票率
Congress	140	51	75	41
Congress (O)	16	24	56*	24
Swatantra	—	2	—	—
KMLP <sup>a</sup>	—	—	12	11
BLD <sup>a</sup>	—	—	2*	1
Jan Sangh	3	9	18*	9
Socialist	—	1	2*	1
Communist	1	1	—	—
諸 派	—	1	1*	1
無 所 属	8	12	15 <sup>b</sup>	12
計	168	101	181	100

a 1974年創設

b うち7人は Janata Morchaによって支持された

\* Janata Morcha の構成党派

(出典) Ibid., p. 276 TABLE 2.

### 三 非常事態の発動

#### 一 初期の強権措置

六月二六日早朝主要な政党指導者を逮捕すると同時に、ガンデーは憲法三五二条に基づく国家非常事態が布告されたことを All India Radio で発表した。<sup>(2)</sup> これによって以下の諸措置が、矢継早に実行された。

#### (1) 基本的人權の停止

三五二条が発動されると自動的に、憲法一九条で保障されている言論・表現の自由、集会・結社の自由、居住・移転の自由、財産を取得・保有・処分する自由、職業選択の自由が停止された。<sup>(3)</sup> また同様に憲法第三編の規定に基づく権利(基本的人權)の行使に関する裁判請求権も停止された。<sup>(4)</sup> 従って法の前の平等(一四条)、法定手続の保障(二二条)、一定の場合の逮捕拘禁に対する保護(二二条)に関する司法救済の権利が、制限されることになった。

#### (2) 厳格な検閲制

非常事態宣言の二日後新たにシユクラ(V. C. Shukla)が情報相に就任して、厳格な検閲制が敷かれた。これに反対して活動した著名なジャーナリストは逮捕され、<sup>(5)</sup> 外国人特派員に対する規制、国外追放も相次いだ。<sup>(6)</sup> 七月二日には非常に包括的・制限的な内容の「報道機関への指針」(Guidelines for the Press) が発表され、<sup>(7)</sup> 政府にとって不利な報道は完全に禁圧されることになった。

料 (3) 二〇項目計画

ガンディ首相は七月一日に、経済的・社会的改革をめざすための「二〇項目」計画(“20-Points Program”)を発表した。この計画には、以前に発表されたまま実施されることのなかったプランの焼き直しに過ぎない項目も含まれていた。しかしガンディ(政府)は「二〇項目」が、経済的回復と確信の時代の到来を告げるものだと、大いに喧伝するのに努めた。

(4) 過激党派の禁止

七月四日には四つの比較的大きな政治的・宗教的・革命的な組織と、それと同盟関係にあった二二の集団が、政府によって非法化された。<sup>(9)</sup> 即ちそれらは、① Anand Marg (永遠の至福の意、ヒンドゥーの宗教的セクト) ② Rashtriya Swayamsevak Sangh (国民奉仕の意、ジャン・サン党と提携している戦闘的行動集団) ③ 毛沢東主義の革命的ナクサライト ④ Jannat-e-Islami-Hind (正統的なムスリム政党) であった。

(5) 国内治安維持法の改正

国内治安維持法 (MISA) は非常事態以後二回改正された。<sup>(10)</sup> まず六月二十九日大統領命令によって、被拘禁者に逮捕の理由を告知するとの当局の義務が削除された。これにより政府は最大

限一年間、理由を明らかにすることなくあらゆる人を逮捕・拘禁できるようになった。次いで七月二十九日には国会によって、外国人をも含めた被拘禁者の自然法上・コモンロー上の人身の自由を剝奪する改正がなされた。この二回の改正の結果以前に存在していた一定の歯止めは消滅し、MISAは民衆の弾圧に猛威を振うようになった。<sup>(11)</sup>

(6) 非常事態の承認

七月二日から八月七日まで開かれたモンスーン国会は、一連の憲法改正法案を含む二五の法案を可決し、「非常事態体制の合理化を手続面からも完了」させた。<sup>(12)</sup> このなかで非常事態令自体も、召集後四八時間以内のうちに、圧倒的な賛成(ラジャ・サバでは一三六対三三、ロク・サバでは三三六対五九)で、承認された。<sup>(13)</sup> このように容易に承認決議が成立したのは、国会議員も投獄される恐怖から免れていなかったからである。また報道の事前検閲制によって、国会内の少数野党と院外の公衆との間の連絡経路はたち切られており、七月二三日に承認に抗議してCPIを除く全野党が退場したことも、報道されることはなかった。<sup>(14)</sup>

(1) ガンディに反対してきた政党のリーダーは、左派右派会議派を問わず根こそぎ逮捕された。その中にはJ.P. Narai-

yan, Morarji Desai, Raj Narain, Chandrasekhar, Ram Dhan, Asoka Mehta, Charan Singh (一人ともかごの会議派党員), Samrat Guba (ジャン・サン党総裁), K. R. Mahani (ジャン・サン党機関紙 *Motherland* の編集長), P. Rao Mody (スワタントラ党前リーダー) 等が含まれていた。公式発表は六七九人が逮捕されたと述べた。 *Economic Times*, June 27, 1975.

(2) その大要は次の通り。「大統領は非常事態を布告しました。これは恐慌を起こすにはあたらないことです。……あらゆる方法で私に対して虚偽の主張が浴びせられてきました。インドの人民は私を子供の時から知っています。私の全ての生涯はわが人民に奉仕するためでした。これは個人的な問題ではありません。私が首相に留まるか否かは重要なことではありませんが、首相という制度は重要なものがあります。これを汚そうとする政治的試みは、国家の民主主義の利益にかなうものではありません。私たちは長い間最大限の忍耐をもって、事態の展開を見守ってきました。今や正常な機能を粉砕しようとの意図の下、全国的に法と秩序に挑戦している新たな計画があることを、私たちは知っております。国の安全が危険に晒されてもそれを許容し傍観しているならば、一体政府としては果してその名に値する価値があるのでしょうか。……国内の諸条件が急速に良くなり得る限り早くこの布告を解消できるようになる

と、私は確信しております。私は皆様に対して、これから先の日々も協力と信頼を継続して下さるよう訴えます。」 *India News*, XIV, July 4, 1975.

(3) 憲法三五八条。

(4) 憲法三五九条一項。

(5) *Indian Express* の編集長ナヤール (Kuldip Nayyar) はその一例であった。 *Park op. cit.*, pp. 1005—1006.

(6) 世界週報 (一九七五年九月九日号) 三一頁。

(7) これにより、①政府声明以外の国会審議、②裁判官・弁護士の名前と主文を除いた裁判所の判決、③被拘禁者の拘禁の場所と名前、④騒乱や暴力的事件、⑤「文脈から逸脱し、誤り導くことを意図しあるいは歪曲された印象を伝えるようにする」引用(例えばマハトマ・ガンデー、ネルー、タゴールの演説の引用)、⑥政府に対する憎悪・軽蔑の念を抱かせる全てのもの、に関する報道が禁止された。 *International Commission of Jurists, The Review*, No. 15 (Dec. 1975), pp. 6—7.

(8) *The Times of India (New Delhi)*, July 2, 1975. の報じるところによればその内容は次の通り。①生活必需品の価格を引き下げる措置を継続する。その生産・調達・分配を能率化する。政府経費は厳しく節約する。②農業用地保有最高限度を実施し、余剰地は迅速に分配する。土地台帳を整備する。③土地を持たない弱者層のための宅地供給

を促進する。④担保付き労働 (Bonded Labour) を違法と宣言する。⑤農村負債を一掃するために、土地の無い労働者・小農・職人の負債にはモラトリアム立法を行う。⑥最低農業賃金に関する法律を再検討する。⑦五〇〇万ヘクタール以上の土地を灌漑化し、地下水利用のための全国的な計画を立てる。⑧動力増加計画を立て、中央直轄の超熱量基地を建設する。⑨手織機部門の発展のために新たな計画を作成する。⑩民衆の衣服の質と供給を改善する。⑪都市の土地、都市化させる土地の社会化を行う。⑫都市の所有・占有に関する最高限度、新しい居住単位ユニットの建築用敷地に関する最高限度を設定する。⑬人目につく建物には価格査定員を派遣し、脱税を防止する。⑭密輸業者の財産没収のために特別立法を制定する。⑮投資手続を自由化し、輸入ライセンスの乱用に対する措置を行う。⑯工場労働者の組合のために新たな計画を立てる。⑰道路輸送のための全国的な認可計画を立てる。⑱中産階級に対する所得税を軽減し、免税限度を八千ルピーに引き上げる。⑳寮の学生のための生活必需品の価格を統制する。㉑書籍・文房具も統制価格にする。㉒雇用を拡大し、特に弱者層を訓練する新たな実習計画を立てる。

- (9) Park, *op. cit.*, p. 1007. [CJ] Review, *op. cit.*, p. 6.  
 (10) Palmer, India in 1975, pp. 101—102.  
 (11) cf. [CJ] Review, No. 13 (Dec. 1974), pp. 13—16.

(12) 例えば、高尾栄司「インドの変貌—ジャナタ党の勝利」現代の眼(一九七七年七月号)一五九—一六〇頁を見よ。  
 (13) 佐藤宏「一九七〇年代インドの憲法状況(Ⅱ)—国家と人権をめぐる諸問題」アジア経済一六卷一〇号(一九七五年一月)六一頁。

(14) 非常事態の布告は、二カ月以内に国会の両議院の決議により承認を受けなければならない。憲法三五二条二項(C)。  
 (15) 六カ月後に投獄中の国会議員は、三二人を教えていた。  
*Guardian*, Jan. 6, 1976.  
 (16) Hart, *op. cit.*, pp. 14—15.

## 二 憲法改正

本項で検討する憲法改正は、一貫して執行部権限の大幅な強化を実現したものであり、一年半後に成立し五九条項にもわたって憲法の基本構造を根本的に変更させた、第四四次憲法改正の先触れをなすものであった。

- (1) 第三八次改正<sup>(1)</sup>(七月二三日下院、七月二四日上院)  
 (可決、八月一日大統領認証)  
 ① 一一三、一一三、一一三、一一三B条の改正

憲法一一三条は大統領に対して、国会閉会中に即時的措置を必要とする事態が存在すると認める時は、その事態に対処するために必要な政令(Ordinance)公布権(2)を与えている。同様な権限が

州においては州知事に(二二三条)、連邦直轄領においては施政官(Administrator)に与えられている(二三九B条)。これに対して、大統領等の政令を必要とする事態が存在すると「認める判断(satisfaction)」が主観的な判断で足りるかどうかを論点とする、いくつかの訴訟が提起されていた。そこでこれらの判断を最終的かつ決定的なものとし、司法審査から排除することを内容とする改正がなされた(各条に第四項を追加)。

② 三五二、三六〇条の改正

三五二条は、戦争・外患又は内乱により、インド又はその領域のいずれかの部分の安全が脅かされると大統領が「認める」時に非常事態の布告を発するものと規定している。しかしながら六月二六日に発せられた布告の有効性についていくつかの令状請求訴訟が提起され、また一九七一年の宣言が継続しているのにそれに重ねて宣言を行うことの問題性もあった。そこで三五二条には新たに、すでに存在しており施行中の布告の有無にかかわらず、大統領が別の理由に基づいて重ねて布告を宣言することができるとする、第四項が追加された。更に大統領の判断は最終的かつ決定的なもので司法審査の対象から排除され(第五項(a))、宣言自体と宣言の継続的施行に関する有効性も対象外のものとされた(同項(b))。財

政上の非常事態を定めた三六〇条<sup>(a)</sup>も、同様に大統領の判断と宣言自体の有効性に関する司法判断を、剝奪する改正がなされた(五項(a)(b)の新設)。

③ 三五六条の改正

三五六条は州の大統領統治の根拠規定であるが、従来も非会議派州政府に干渉する場合の、中央政府の強力な武器となっていた<sup>(c)</sup>。本条もまた、州統治の立憲的運用不能の事態が生じたと大統領が「認める」時に発動されるものである。この場合の大統領判断も改正により、裁判所の審査外とされた(五項の新設)。

④ 三五九条の改正

非常事態布告の施行中に大統領は命令(orders)によって、憲法第三編の基本的人権の行使に関する裁判請求権を停止することができる(三五九条一項)。一方三五八条は同様の場合に、一九九条(自由権)についてそれと抵触するようないかなる立法・行政行為も国家がなしうると定めている<sup>(5)</sup>。そこでいわずに三五八条の内容を三五九条の中に移入することを試みて、三五九条に一A項を新設し、一項に基づいて大統領命令が出された時にその命令によって司法救済が停止された基本権についても、それと抵触するいかなる立法・行政行為をも国家がなしうるものとした。

このように第三八次憲法改正は非常事態規定全般と政令公布権について大幅な改正をなし、結局大統領と知事を助言する首相の権限を、強化したのであった。

(2) 第三九次改正<sup>(6)</sup> (八月七日下院、同八日上院)  
可決、同一〇日大統領認証

本改正は八月五日に下院で成立した選挙諸法(改正)<sup>(7)</sup>法案と密接に関係している。

① 七一条の改正

憲法七一条は、大統領又は副大統領の選挙に関して生ずる疑義及び紛争は最高裁判所が審査・決定するものとし、その決定は最終的であり、更にこれらの選挙に関する事項は国会が法律で定めると規定している。この七一条は改正によって、次のような全く新たな条文に変えられた。即ちこれらの選挙に関して生ずる疑義及び紛争は、国会制定法によって定められる機関 (authority or body) が審査・決定するものとされた。またこの国会制定法の有効性と機関の決定は、いかなる裁判所によっても問われることはない<sup>(8)</sup>と規定された(一一四項)。

② 三二九A条の新設

本改正の真の目的は、首相と下院議長<sup>(9)</sup>の選挙に関する特別規定を設けて、ガンディを有罪とした高裁判決を無効化することにあ

った。従来首相・下院議長<sup>(9)</sup>の選挙に関する事項は、憲法ではなく一九五一年国民代表法によって規制され、両者に対する選挙訴訟の第一次管轄権は高等裁判所であった。そこで新設の三二九A条は、首相・下院議長<sup>(9)</sup>の選挙は国会制定法によって定められる機関 (authority or body) による以外は審査されることはなく、またこれらの選挙の疑義及び紛争に関する全ての事項は国会制定法が定めるものとした(一項)。またこの制定法の有効性と機関の決定はいかなる裁判所によっても問われず(二項)、本改正前に提起されていた首相・下院議長<sup>(9)</sup>に対する選挙請願は無効とされた(三項)。更に選挙請願に関する改正前の国会制定法が、選挙に関して適用されるいは適用されたと見なされることはなく、当該法の下で改正前に無効と宣言され得たあるいは宣言されたことを理由に、当該選挙は無効あるいは無効であったと見なされない。改正前の裁判所命令が当該選挙をたとえ無効と宣言したとしても、選挙の有効性は持続し、他方裁判所命令は常に無効と見なされるとされた(四項)。そして上告審も同じ原則に従って処理され(五項)、本条の規定はこの憲法に含まれる他条項にかかわりなく有効である(六項)ことも、定められた。

③ 憲法第九付則の追加

一九五一年の第一次憲法改正によって新設された三一B条<sup>(9)</sup>と同時に、新たに付加されたのが憲法第九付則である。それ以後第九付則の中にはたび重なる憲法改正によって、一連の土地改革立法や国有化立法が組み込まれてきた。<sup>(9)</sup> 第三九次憲法改正はこれに加えて、従来の第九付則の内容とはおよそ関係のない諸法規(同じ国会で改正されたばかりのMISA、選挙改正法等)をも本付則に編入し(八七―一二四項)、三一B条の適用範囲内のものであることによって、諸法規を基本権規定の制約から解放することを実現したのであった。

この第三九次憲法改正は「特定の個人を対象としたものではない」とのゴカール(Gokhale)法相の言明にもかかわらず、三一九A条の新設に典型的に見られた如く、その狙いはガンデいの選挙違反事件からの救済にあつた。<sup>(10)</sup> 「敬虔なヒンドゥー教徒は、聖なる川ガンジスの流れに身を浸して過去の罪をあがなう。ガンディ女史は、従順なる与党会議派議員の投票を利用して、選挙違反に問われた身を清める<sup>(11)</sup>」との批評も故ないことではなかったのである。

(一) 第三八次改正法の Objects and Reasons, Text に(一)では、*Journal of Constitutional and Parliamentary*

*Studies*, IX: 2 (April-June 1975), pp. 285-288.

(2) その問題点につき、拙稿「インド連邦執行部の構造」北大法学論集二七巻二号(一九七六年)二八八頁を見よ。

(3) 同右二九〇頁注(9)を参照。

(4) 大統領統治の問題点・諸事例につき、同右三〇二―三一九頁を見よ。

(5) 本稿三の(1)「基本的人権の停止」を参照。

(6) 第三九次改正法の Objects and Reasons, Text に(一)では、*supra* note 1, pp. 288-293.

(7) 佐藤宏・三の(一注)(13)論文六二頁によれば、ガンデいの選挙違反事件で出された論点に沿って候補者に有利な改正をしたものである。主な改正点は違反による失格は自動的とせず、大統領が選挙管理委員会の助言によって決定する、候補者として認定される時期は立候補の意志を表明した時点とし、個々のケースについて裁判所が決定する等に及んだ。

(8) 第九付則に規定する法律及び規則又はその規定が憲法第三編基本的人権と両立せず、その権利を除去し若しくは制限するという理由で、無効とされることはない旨を定め

(9) 第一次改正で一―一三、第四次(一九五四年)で一四―

二〇、第一七次(一九六四年)で二一―六四、第二九次(一九七二年)で六五―六六、第三四次(一九七四年)で

資 料

六七―八六項目に及ぶ法律・規則が追加された。 *supra*  
note 1, Vital Data.

(10) 世界週報 (一九七五年八月二六日号) 九頁。

(11) 同八頁引用の *Far Eastern Economic Review*, Aug.  
15, 1975.